

平成28年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 平成29年2月17日（金） 午後3時から

会場 熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

出席者 日隈委員、秋成委員、大島委員、園田委員、平田委員、中島委員、大山委員、
沖本委員、山田委員、丸内委員、堀内委員、原田委員、篠原委員、勝本委員、
多門委員、西委員、永井委員、本田委員、松村委員、中山委員、干川委員、
木村委員

欠席者 谷口委員、東委員、平川委員、近藤委員、田代委員

配布資料

- ・平成28年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会 次第
- ・熊本市障がい者自立支援協議会委員名簿
- ・平成28年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会 席次表
- ・資料1 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直しについて
- ・資料2 放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて
- ・資料3 平成29年度当初予算（案）ポイント
- ・資料4 熊本地震の検証及び熊本市地域防災計画等の改定について
- ・資料5 各部会報告
- ・資料6 「平成27年度長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査」
報告
- ・資料7 地域生活支援拠点等整備について
- ・資料8 委員から寄せられた各種課題の整理について
- ・熊本市障がい者サポーター研修会チラシ
- ・熊本市障がい児(者)歯科診療協力医一覧

議事（概要）

進行	1 開会 ただ今から平成28年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。 協議会の議事進行は、干川会長にお願いいたします。
干川会長	みなさんこんにちは。本日も議事の進行へのご協力よろしくお願ひします。 それでは本日の議事に入ります。

	<p>2 議 事</p> <p>(1) 新たな取組み等の概要紹介</p> <p>まず、議事(1) 新たな取組み等の概要紹介について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直しについて</p> <p>資料1の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直しについてご説明します。</p> <p>(2ページ) 障害者総合支援法の一部改正について、既に昨年5月25日に成立し、6月3日に公布されているものです。趣旨としては、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保健サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものです。</p> <p>概要として、1. 障がい者の望む地域生活の支援では、(1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、自立生活援助というサービスを新設すること、(2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行う就労定着支援サービスを新設すること、(3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とすること、(4) 65歳にいたるまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者の利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設けることが挙げられています。</p> <p>2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応では、(1) 居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスの新設、(2) 保育所等訪問支援の対象を乳児院・児童養護施設の障がい児へ拡大、(3) 医療的ケアを要する障がい児のために連携促進に努めること、(4) 障がい児の福祉計画の策定が挙げられています。</p> <p>3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備では、(1) 補装具の貸与を可能とすること、(2) サービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けることが挙げられており、2ページ下段より、それぞれについて詳しく説明しています。</p> <p>(2ページ下段) 自立生活援助は、一人暮らしを希望する障がい者の中には生活力等が十分ではないために、一人暮らしを選択できない者がいることが背景にあるため、定期的な居宅訪問等を行うものです。</p> <p>(3ページ) 就労定着支援は、在宅障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられるため、それら生活面の課題</p>

に対応するため創設されるものです。

重度訪問介護の訪問先の拡大については、最重度の障がい者が医療機関に入院した際に重度訪問介護が受けられなくなるという指摘があり、入院中も医療機関においてサービスが受けられるよう訪問先を拡大されるということです。

(4 ページ) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用については、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険にある場合、介護保険サービスの利用が優先されることになっていますが、両者の利用者負担上限が異なるため障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があるという課題が指摘されており、サービスの円滑な利用を促進するということです。

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設については、重度の障がいを持つ方はなかなか通所できないということで、居宅・訪問型のサービスを創設するということです。

(5 ページ) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大、そして医療的ケアを要する障がい児に対する支援については、連携調整に努めましょうということ、医療的ケア児が増加しているというような背景から、こうした支援をしていこうということでした。

(6 ページ) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、補装具の支給範囲の拡大、(7 ページ) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設、自治体による調査事務・審査事務の効率化は資料のとおりです。

(8 ページ) 来年度が障害福祉計画の第五期の計画を策定する年度になっておりますけれども、その前段として国の基本指針が見直しになっています。8 ページ下段に、見直しの主なポイントを記載しています。本市においては来年度から計画の策定を予定しておりますので、お時間がある時に目を通していただければと思います。

・放課後等デイサービス、就労継続支援 A 型の運用の見直しについて

資料 2 の放課後等デイサービス、就労継続支援 A 型の運用の見直しについてご説明します。

まず、放課後等デイサービスにつきましては利用者数、事業者数ともに大幅に増加していること、また、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘を受け、見直し案として、1. 障がい児支援等の経験者の配置について、①障がい児・児童・障がい者の支援の3年以上の経験を必修化し、②配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち児童指導員又は保育士を半数以上にする、こと、また、2. 「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結

果公表の義務付けが国から提示されています。

また、就労継続支援 A 型につきましても、総費用額が近年大幅に増加していること、また生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているという指摘を受け、見直し案として、1. 就労の質の向上ということで、①事業収入から必要経費を控除した額に相当する額が利用者に支払う賃金総額以上となるよう、また、②賃金を給付費から支払うことは原則禁止ということ、2. 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことを可能にするということが国から示されております。

2月9日に省令が出されまして、それに基づき熊本市として関係条例の改正を準備している段階です。

まず、放課後等デイサービスにおける本市の条例改正の概要としましては、障がい児支援等の経験者の配置について、指定放課後等デイサービス事業者に置くべき従業者の要件の変更として、これまでは条例上、指導員又は保育士とし、指導員については障がい児支援等の経験の有無は問わないと示しておりましたが、改正後には児童指導員や保育士、障害福祉サービスの経験者を充てていただくという形で改正を予定しております。また、自己評価結果公表の義務付けということで、現行では規定がありませんでしたが、熊本市としては独自基準として公表する旨の条例を既に規定しており、その上に、提供する支援に係る質の評価の公表方法を明記するというので、概ね1年に1回以上、またはインターネットその他の方法で公表するという規定で準備しております。

就労継続支援 A 型における本市の条例改正の概要としましては、就労の質の向上ということで、1つ目に、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した金額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにすること、2つ目が、就労継続支援 A 型事業所が自立支援給付費を利用者の賃金等に充てることを原則として禁止すること、3つ目が、A 型事業者が運営規定に係る事項として、生産活動に係る内容、利用者の労働時間、賃金等に関する事項を改めて追加するよう、改正を準備しております。

熊本市としましては、ご説明のとおり条例の改正を進めておりますが、今まで自立支援協議会の子ども部会より頂きました熊本市における放課後等デイサービスに関する提案書によるご意見や自立支援協議会の委員より寄せられた意見等を踏まえまして、施行日である平成29年4月1日に合わせて準備している状況でございます。

・平成29年度予算の要求状況について

資料3 平成29年度当初予算(案)ポイントにより平成29年度当初予算要求状況についてご説明します。

3ページの「高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり」の部分をご覧ください。大きく4項目ありまして、2つ目以降が特に関係するところでは。

まず高齢者や障がい者の移動支援が7億6,350万円、この中には高齢者分も含まれておりまして、障がい者分は2億5,100万円、その中に福祉タクシー券やおでかけICカード、燃料費、自動車改造費、運転免許助成費が含まれております。続きまして、障がい児者への福祉サービスの提供について、生活介護給付費が33億5,200万円、就労継続支援給付費28億円、自立支援医療給付費が37億円、児童福祉法関係が18億円余り、合計163億2,295万円と高額になっております。最後に発達障がい児者に対する支援が7,301万9千円、内訳は主なものでペアレントトレーニングや子育てスマイルサポート事業、発達障がい者支援センターみなわの運営事業費等となっております。

5ページの要求状況一覧では、財政当局に要求しました中での政策的経費のみで経常経費は含まれておりません。表の4段目からが障がい福祉関係です。

まず障がい福祉団体、精神保健団体の助成金につきましては、昨年、各団体の会長様にご説明させていただきまして、補助金、負担金の一部カットにご協力をいただいたところでございます。

次に地域自殺対策緊急強化事業として470万円、復興経費に位置づけられております。災害時の自殺対策事業ということで、特に復興経費ということで重点的に位置づけられています。

6ページは下から2つめより上が障がい福祉関係になっております。熊本市おでかけICカード関係経費は1億7,200万円を計上しております。利用者アンケート調査が終了しまして、結果の分析を行っているところです。詳しい分析の下、みなさんの回答結果を出来る限りつまびらかにし、市民へ公表しようと考えております。

新規の日中一時支援事業経費(政策)では、宇城市のタイムケアサービス利用ということで、県立松橋支援学校で始業前等の障がい児の一時預かりの熊本市内在住の方への適用をスタートさせるもので、80万円を計上しております。

社会福祉施設等防犯対策強化について、これは相模原市のおやもり園の事件を受けまして、非常通報装置や、防犯カメラといった設備投資に対する一部助成として、390万円を計上しております。

希望荘代替施設確保経費ですが、希望荘の完全な復旧が遅れておりますことをまずもってお詫び申し上げます。昨年12月から、イオン熊本中央店の2階

	<p>の2部屋を利用して事業の一部再開を図っております。復旧までの代替施設のため、予算上は平成29年度4月から2月までの11ヶ月間、なぜ2月までかと申しますと、先方の規定によって一旦2月までの契約となっています。耐震診断、被災度区分判定を営繕課で行っておりますけれども、今年の6月に目処が立つ予定で、どの程度の修復経費が必要か判明した時点で選択肢を絞っていく予定です。そのため、2月まで家賃の確保はしておりますけれども、その先このことは流動的ということです。</p> <p>また、資料にはありませんが、29年度は実施しない事業について2点ご説明いたします。1点目が障がい者体育大会です。こちらは、平成28年度もパークドーム他会場が使用できなくなりましたので、57万円を計上しておりましたが28年度中に取り下げており、29年度も計上しておりません。復旧・復興の最中でありまして、予算の重点的集約の影響があるものですから、29年度の開催は断念させていただいております。もう1点が、夏休み障がい児家族支援事業（サマーほっとクラブ）ですが、平成28年度は、当初4ヶ所での実施予定でしたが3ヶ所に規模を縮小しまして、740万円の予定から387万円に縮小して実施しました。ただし、29年度については放課後等デイサービス事業等の法定サービスの普及・充実がそれにとって代わる部分があるということで、29年度については実施しないため計上しておりません。</p> <p>・熊本市地域防災計画等の見直しについて</p> <p>資料4 熊本地震の検証及び熊本市地域防災計画等の改定についてご説明します。</p> <p>熊本市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、それぞれの災害ごとにその予防対策、応急対策及び復旧復興対策の基本的な計画を定めたものです。今回の熊本地震を受けて、現在、熊本市では地域防災計画やマニュアル等の改訂作業を進めているところであり、危機管理防災総室が作業を行っています。今回の地震では、障がい者等の要配慮者への対応の部分で課題がありましたので、障がい保健福祉課からも意見を伝えているところです。</p> <p>今後のスケジュールとしては、2月中旬まで地域説明会、3月中旬から4月にかけてパブリックコメントの募集となっており、5月下旬の熊本市防災会議を経て計画の改定が行われる予定となっています。パブリックコメントの募集は、市ホームページや市政だより等で行われますので、ご意見等がある方は提出をお願いします。</p>
千川会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご意見ご質問があればお願いします。</p>

丸内委員	<p>資料2について、放課後等デイサービスの見直し案ということで、放課後等デイサービスに配置すべき職員を児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者とありますが、例えば、理学療法士や言語聴覚士、作業療法士あるいは保健福祉系の大学や専門学校を出た方で、放課後デイや児童発達支援に携わりたいという方がいるにもかかわらず、そういった方はこの要件に含まれません。そうすると、今まで病院でしか働いていなかった人達が、新規で児童福祉の分野に行きたいと言った時に、配置基準にないためにお断りすることになります。とても有り難い存在です。ひばり園にも言語聴覚士が9名おります。作業療法士も必要です。国からはこういった案が出ておりますが、熊本市がもし条例を追加で変えられるとすれば、例えば児童発達支援には機能訓練に携わるものと書いてありますが、それについても、経験年数や取った科目が違うために児童福祉員には含められないので、児童指導員は教育学部もしくは心理系のため、保健福祉系は対象になりません。この時代にとっても後れているのではないかと思うので、もし熊本市が一步先を出るとすれば、せっかく子どもの分野にそういった方が行こうとしているのを削ぐことになるので、今までは指導員として入れられていたのが入れなくなると危機感を持っています。正式な要望というのは難しいかもしれませんが、ご検討いただければと思います。</p>
中山委員	<p>放課後等デイはこの1年で相当事業所数は増えていますが、勤務経験が3年に満たない職員が働いておられると思います。そういった事業所は再認定されるのか、再申請しなければならぬのか、猶予期間が設けられるのか、併せて教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。中山委員のご質問ですが、まず国の省令改正が行われ、それに基づいて各自治体が条例改正をするというもので、決め方としては全国统一かと思えます。省令の中に、平成29年4月以降ですが、平成30年3月31日まで既存の事業所に関しては経過期間が設けられています。それまでにはできるかは別として、省令とそれに基づく条例の規定はそういった動きで進めています。</p> <p>丸内委員のご意見に関しましては、今までは指導員ということで資格がなくても良かったのですが、そこが児童指導員又は保育士を半数以上にということになりますので、児童指導員のところがどうかということですが、熊本市の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第60条）に児童指導員の資格の定めをしていますけれども、おっしゃるように、（1）都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者、（2）社会福祉士の資格を有する者、（3）精神保健福祉士の資格を有する者、（4）～（9）は学校教育法に規定の教育機関で修めた科目や資格等となります。（10）に、3年以上児童福祉事業に従事したものであって市長が適当と</p>

	<p>認めた者というものがあるので、こういった規定まで掘り下げて確認しておりませんので、今おっしゃった件に関しては確認をさせていただきたいと思えますけれども、ただ、全体的なこととして言えることは、省令改正に基づいてその流れで定めていきますので、熊本市だけ特別に認めますというのはハードルが高いのかなと思います。ただ、実際どこの自治体も悩むところはあろうかと思えますので、例えば事業所に対する指導の状況だとか、その辺りについては、他都市の状況を含めたところで、法の趣旨に沿って、適正にできるところを指導するわけではありませんので、事業所の運営として適正にするというような方向性を持ってご協力いただくということで進めていきたいと思えます。</p>
丸内委員	<p>今のところはそうだろうと思えます。ただ、せっかくリハビリの方達の携わりたいという希望を削ぐことは時代に逆行するので、そこをきちんと入れないといけないかなと思っています。</p>
千川会長	<p>他にご意見ございませんでしょうか。</p>
中山委員	<p>障がい福祉計画の見直し案が出ていますけれども、年号が変わると恩赦があり、累犯障がい者の方達も出てこられます。高齢者も併せてですが。ですから更生保護関連の関係機関との情報交換や勉強会の機会を設けられた方がいいのではないかと思います。特にそういった困難事例がセンターに来ますから、情報の把握などの検討をお願いいたします。</p>
松村委員	<p>資料3の当初予算案の中でご説明いただいた点で確認させてください。 最後にサマーほっとクラブ事業について、平成29年度は実施しないというお話をいただきました。それは、放課後等デイが充実してきたのでということでしょうか。</p>
事務局	<p>もう少し説明させていただきますと、今まで行ってきました夏休みの障がい児家族支援事業、通称サマーほっとクラブですが、登録人数の実績を見てみますと、平成25年度が220名、26年度が192名、27年度が133名、28年度が62名ということで、どんどん縮小していております。放課後等デイの事業所が増えていき、そちらを利用されているということが背景にあるのだろうというところで、委託しております事業所や学校と協議をしまして、休止しても影響はないだろうと、29年度については一旦休止ということにさせていただいている状況です。完全に廃止ということではなく、今後の状況を見ながら次期予算については検討していく必要があると考えております。</p>
千川会長	<p>他にご意見はございませんでしょうか。 続きまして、議事(2)の各部会報告に移ります。</p> <p>(2) 各部会報告 それぞれの「部会報告」を、子ども部会、就労部会、相談支援部会、精神障</p>

	<p>がい者地域移行支援部会の順にお願いします。それぞれ報告の持ち時間は5分といたします。精神障がい者地域移行支援部会からは、長期入院者意向調査についての報告があると伺っていますので、引き続きお願いいたします。</p> <p>では、子ども部会 部会長の丸内委員からお願いします。</p>
丸内委員	<p>【子ども部会】</p> <p>12月、1月、2月に部会を開催しました。12月の部会については、平成30年度の総合支援法改正についての概要ということで、障がい保健福祉課の担当者からご説明いただきました。そして、自立支援協議会本会議の報告、また、今話題になっております放課後等デイサービスについての子ども部会要望書に対する市回答書の検討ということで、現在、放課後等デイサービス事業所は熊本市に70ヶ所ほどできているそうです。国の資料の中でも半数以上が株式会社の経営ということで、儲かり産業になってしまっている、質が担保できない等、様々な弊害が出てきています。それに対して、質の担保や研修会の開催ですとか、そういったところに市に力を入れて欲しいといったことを話し合い、検討してきました。</p> <p>1月は、熊本市が子ども発達支援についてはネットワーク型ということで、各区で障がい児支援のネットワークを作っていくということですが、その中でも北区が先進的な役割を果たされていますので、北区の報告と、私が所属する東区と南区のネットワークについて、中央区と西区についてはまだネットワークが出来ておりません。</p> <p>2月は事例検討をさせていただきました。この中で、子どもの場合はやはり大人と違って、ホームヘルパーサービスについて、家族が出来れば受けられないという現状報告がありました。特に入浴支援等です。</p> <p>今後の活動予定ですが、3月は事例検討と次年度の活動内容ということで、放課後等デイについて継続的に、また、余暇支援のマップを作っておりますが、それについても年度毎の更新を考えております。</p>
干川会長	<p>ありがとうございました。では次に、就労部会 部会長の篠原委員からお願いします。</p>
篠原委員	<p>【就労部会】</p> <p>資料5の6ページです。全体的な取り組みとして、就労フェアを2月10日に実施しました。震災もあって大変な中、これに向けて準備を進めておりました。企業巻き込み班からは「しごといく Vol.5」の発行と、熊本市とは一とアROUNDが協力して12月、1月、2月とびぶれす広場で販売会をさせていただき、就労フェアでも販売会を実施しています。当事者対話班も就労フェアの中で当事者の方達と対話型のトークセッションを企画し、実施しました。広報システム班からはホームページを作ってください、イベントの広報に力を入れ</p>

	ていただきました。販売会も、雪が舞う非常に寒い日でしたが、たくさんのお客様に来ていただき、非常に盛り上がったかなというところです。
千川会長	ありがとうございました。次に相談支援部会 部会長の秋成委員からお願いします。
秋成委員	<p>【相談支援部会】</p> <p>7ページの今年度の開催状況に関しては、前回と全く同じですので、こちらは資料をご確認ください。8ページの今年度の班別作業について、こちらも前回お話ししましたが、地震の影響もあり、開催回数自体が少なかったのも、全ての班に共通しますが、今年度だけで完結するのではなく、次年度含めて班活動を行っていかうということで進んでおります。</p> <p>①インフォメーション・アップデート班ですが、現在、各区のインフォーマルサービスの情報の集約と確認を行っているところです。ささえりあ等、高齢者支援事業所よりインフォーマルサービス情報を収集しています。ささえりあ等が地域のインフォーマルサービスを良くご存知ということもありまして、出来れば障がいの方でも情報が使えないかと検討しているところです。また、収集した情報の共有方法の検討ということで、今後是非、山田委員にもご協力いただいで、更新と入力を進めていけたらと考えております。</p> <p>②ガイドライン班は、モニタリングの実情と相談支援事業所の運営に関するアンケートを実施予定です。目的は、支援の実情に応じたモニタリング回数算定のための根拠の収集です。モニタリングの回数について、現在の規定どおりスタート時は年3回、後は半年毎というのがそもそも妥当であるのかということと、必要な方は増やし、必要ではない方は減らせる方法はどういったものか検討しています。</p> <p>③計画見直し班は、当初セルフプラン導入についての検討を予定していましたが、震災の影響により予定を変更し、現行のサービス等利用計画様式の見直しを行っております。目的としましては、サービス等利用計画の様式が4枚ありますが、内容の重複や当事者及び作成者が混乱するような分かりづらさがあるということで、法令上省略できないものを抽出し、簡略化できるものはどんどん簡略化することで、相談員の事務作業のコストを削減することによって、少しでも対象者との直接的な相談支援の時間の増加や新規の受入が出来る体制が整うよう検討しております。こちらは来月をもって目処が立つかと思っておりますので、次年度より少しずつ運営が出来ないかということで見直しているところでございます。</p> <p>最後に④事例検討班は、1月に事例検討を行い、2月にまとめる予定になっております。テーマに基づいて困ったこと、あったらいいな、できたらいいな、その他の項目に沿ってグループに分かれ事例検討を行っております。こちらも</p>

	全体的なスキルアップを目指して行っております。
千川会長	最後に精神障がい者地域移行支援部会 部会長の大山委員からお願いします。
大山委員	<p>【精神障がい者地域移行支援部会】</p> <p>今年度の取り組み内容としては、主な活動として表に挙げている通りですが、8月、10月は普及啓発研修、9月、11月はピアサポートの活用に関する実践報告等で、新年度からメンバーの入れ替わりもあり、そういったところで行っております。12月、1月はこの後詳しくご報告いたしますけれども、長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査の結果分析のための意見交換を、医療機関と地域関係者に分かれてグループワークを実施しております。2月はまだ活用が進んでいないとされている地域相談支援個別給付の利用状況に関する情報交換と、前年度開催されました熊本県地域移行支援研修会で作成した各区のロードマップの進捗確認を行っております。3月は今年度の振り返りを行いまして、次年度の計画を検討する予定にしております。平成29年度の予定としましては、意向調査の結果の考察を踏まえまして、3月の部会で具体的な取り組み内容を検討する予定にしておりますけれども、制度啓発のためのツールの検討、マニュアルの作成、事例検討等を予定しております。</p> <p>続きまして、平成27年度長期入院精神障がい者の地域移行に向けた意向調査結果のご報告です。資料6をご覧ください。この調査に関しましては、昨年度の第4回協議会で単純集計についてご報告させていただきました。その後、地震による中断はございましたが、各種の集計、分析、さらには考察といった検証を行いました。資料6の概要版にてご説明させていただきます。</p> <p>表面の（概要その1）は、上の枠が調査概要、その下の4つの枠が集計・分析結果になります。集計・分析結果の4つの項目としましては、（1）退院に向けた意欲の喚起、（2）退院後の住まいについて、（3）退院支援制度の充実について、（4）退院後の日常生活について、でまとめました。時間が限られておりますので簡単にご説明させていただきますと、（1）退院に向けた意欲の喚起では、本人の退院意欲に注目し、年代別、入院期間別で退院意欲の傾向を分析しました。また、支援対象者の把握、必要な支援を考察するための枠組みとしまして、退院意欲と病状をクロス集計し、それを2軸マップに表し分析しました。（2）退院後の住まいについては、病状が安定している人にとって入院理由に住まいの問題が顕在化していたことを踏まえ、退院後の住まいに関する本人の意向と病院の考えというところに着目しております。（3）退院支援制度の充実については、地域移行に重要な退院支援制度があまり知られていなかったことに注目し、認知度や退院意欲による利用希望の違いを分析しました。また、多岐にわたる退院後の必要なサービスについてもまとめました。（4）退院後の日常生活については、地域移行にとっては退院後の生活も重要であるこ</p>

とを踏まえ、日中活動や就労の希望を分析いたしました。

次に裏面の（概要その2）をご説明いたします。4つの枠は、表面と同様の項目になります。枠内の数字はそれぞれの課題に対し必要と思われる取り組みを示しています。

まず考察（1）退院意欲の喚起のポイントを2点ご説明します。1点目は①入院早期からの支援で、調査対象者が退院したいと回答した割合は高齢化や入院期間の長期化に伴い低くなっていたことから、入院早期からの支援の必要性を感じました。2点目は③支援対象者の明確化で、病状と退院意欲をクロス集計したところ、退院の可能性があり退院したい意向のある人の割合が16.5%だったことを踏まえ、病院において支援対象者を定期的に把握し、地域移行支援に取り組む必要性を認識したところです。

次に考察（2）退院後の住まいのポイントですが、①退院後の住まいのイメージづくりで、以前の報告でも少し触れましたが、退院後の住まいが本人の希望は自宅やアパートが最も多いのに対し、病院はグループホームが最も多くなっていました。退院後の住まいについては、本人や家族の意向は当然尊重しつつ、退院後に安定した生活を送るため、グループホーム等のメリット等について十分な説明を行いながら退院支援を進めていくことが必要であると考えます。

考察（3）退院支援制度の充実のポイントを3点ご説明いたします。1点目は①入院患者本人への周知で、地域相談支援やピアサポートの退院支援制度を知っているかどうかについての調査結果において、「知らない」と回答した人が84.6%であり、利用希望とのクロス集計では、「知っている」と回答した人の方が「利用してみたい」と回答した人の割合が高かったことから、制度の周知・啓発活動が不十分であると感じました。また、このような制度を本人が知らない背景には、病院スタッフへの周知も行えていないことが推測されたため、②病院の職員への周知が必要であると考えました。2点目は、この調査を実施するきっかけでもあった③地域移行支援・地域定着支援サービスの利用と検証で、調査対象者にとって必要なサービスかどうかについて病院に調査したところ、回答割合は低かったものの、以前から利用期間や更新の問題、単独利用が出来ないといった問題もあり、サービス利用改善に向けた検証作業が必要であることを考察しました。今後、制度の改善要望と併せて利用実績を積み重ねながら、退院支援マニュアルに制度の活用方法等をまとめる必要があると考えています。3点目は、④退院後のサービス利用の調整で、調査結果からも退院後に必要とされるサービスは多岐にわたっていましたが、それらをいかに調整するかを考えた場合、病院と相談支援事業所が連携を深めることの必要性や、速やかかつ円滑なサービス利用体制が必要であることなどを考察しました。

	<p>次に考察（４）退院後の日常生活です。この調査では、なかなか退院後の日常生活のところまで深めることが難しかったのですが、結果としては、退院後の日中活動に行きたいと回答した人の割合も、働きたいと回答した人の割合も、２割程度と高くなかったことから、入院中から①退院後の日中活動のイメージづくりが必要であることを考察しました。また、日中活動のイメージづくりをしてもなお行きたくないという人が考えられ、そうした人にはその意向を尊重しつつ、②訪問活動を実施することも必要であると考えました。</p> <p>最後に、下の枠内の提言・要望ですが、現在これらの調査結果を踏まえ、市に対して要望すべきところを検討しています。関係者のご意見を伺いながらまとめたいと考えております。最終的には次回の協議会でご報告・配布できるように進めてまいります。</p>
千川会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、部会についての報告をいただきましたが、委員の皆様からご意見やご質問などはありませんか。</p> <p>では、次の議事に移りたいと思います。</p> <p>（３）テーマについての協議</p> <p>■地域生活支援拠点等整備について</p> <p>今回のテーマは、前回に引き続き「地域生活支援拠点等整備について」としてしております。まずは現在の進捗状況を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料７の地域生活支援拠点等整備について説明します。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備については前回の本会議で説明を行ったところですが、その後の進捗状況等についてご説明をさせていただきます。前回のおさらいとして、地域生活支援拠点等の整備について簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>（８ページ）まず、地域生活支援拠点とは、障害者の地域移行の推進、障害者の重度化、高齢化や親亡き後への不安解消、重症心身障害など専門的な対応を必要とする者への支援、夜間利用可能なサービスや緊急対応体制の整備といった障害者施策における各種課題の解決のため、地域資源の有機的な連携等によって、障がい者の地域生活に必要な支援体制を整備するというものです。（１３ページ）国から示されている地域生活支援拠点等が担う必要な機能として、緊急時の受け入れ・対応、相談支援機能、体験の機会・場の確保、専門性の確保、地域の体制づくり等があります。各地域でどのような機能が必要か検討したうえで、その機能を有していれば構いません。複数の拠点を整備する場合は、拠点ごとに有する機能が異なっても問題ありません。（１４ページ）整備は、自立支援協議会において共通認識が図られることにより完了したとみなされま</p>

す。また、拠点等を運営することに対して新たに報酬が支払われるものではなく、各施設が提供する障害福祉サービスに従来どおりサービス費が支払われます。(18ページ)市の整備方針案を記載しています。委託相談支援事業所を核とし、既存のサービス事業所や関係機関との連携により、地域における居住支援に求められる機能を担う「面的整備」を行う方向で進めていくことを考えています。(19ページ)それに伴い、現在の委託相談支援事業所について、平成30年度に向けた公募を機に体制強化を図り、基幹相談支援センターと新たに位置づけて、地域生活支援拠点の中核としての役割を十分に担える体制を目指すこととしています。ここまでが前回説明した内容になります。

では、1ページをご覧ください。この表は、地域生活支援拠点等の整備の進め方について、おおまかなスケジュールをまとめたものです。地域生活支援拠点等の整備については、国の第4次障害福祉計画の基本方針に沿って、市の第4期障がい福祉計画で平成29年度末までに1箇所を整備するとしていました。しかし、2ページに記載しているように、国の第5次障害福祉計画の基本方針(案)では、全国の整備状況を踏まえて、平成32年度末までに延長することが示されたところです。それを受けて熊本市としては、まず、委託相談支援事業所の更新を29年度末に控えていることから、拠点に求められる相談支援機能を充実させ、拠点の中核としての役割を十分に担える体制づくりを進めるため、先立って基幹相談支援センターの設置の検討を進めていくことにしています。一方、その他の機能については、現在の状況や課題を整理し、必要性も含めて十分な検討が必要であることから、国が示す整備の期限が緩んだことも踏まえ、もう少し時間をかけて検討を進めたいと考えています。また、検討を進める上で、様々な調査や協議が必要になることから、相談支援部会の協力を仰ぎながら進めていきたいと考えております。

(3ページ)現在、毎月開催している委託相談支援事業所の相談支援機能強化員連絡会議の中で、基幹相談支援センター設置に向けた検討を進めているところです。検討状況としては、①地域の体制づくりを担う機関として基幹相談支援センターを位置づけるために、地域の体制づくり、コーディネートを担う地域支援員の配置が必要であること。ただし、人材の不足が深刻であると前回協議会でもご意見がありましたので、資格要件としては相談支援専門員には限定せず、社会福祉士、精神保健福祉士等の人材を想定しています。次に、現在の委託相談支援事業所は計画相談支援の対応を行っていますが、基幹センターとなった後にどのように取り扱うかについては、②計画相談を全く持たないとした場合、委託相談支援事業所が現在保有するケースの指定特定相談支援事業所への振り分けは困難であること、③指定特定相談支援事業所では対応が困難なケースがあるため、委託相談支援事業所でも計画相談を持てる体制がよいこ

	<p>と、④計画相談を保有することで、相談員のスキルの維持・向上につながり、指定特定相談支援事業所の後方支援が可能になることを踏まえ、件数制限を設けた上で引き続き計画相談を保有できるものとしたいと考えています。さらに細かい部分や、必要な機能の整理について検討を進めていく予定です。</p> <p>(5ページ)最後に、基幹相談支援センター設置に向けたスケジュール案を記載しています。5月の自立支援協議会で最終案を提示し、10月から公募を開始、12月に選定委員会を開催し、受託候補者を決定したいと考えています。</p>
千川会長	<p>ありがとうございました。地域生活支援拠点等の整備についてのスケジュールと、前回多くのご意見をいただいた基幹相談支援センターの体制について、相談支援機能強化員会議で詳しく検討を進めているということで、現在までの状況をご報告いただきました。内容について、まず、拠点の整備の時期について、国の方から全国の整備状況を踏まえて、期限を平成29年度末から平成32年度末までに延長するとの指針が示されたということです。熊本市としては、平成29年度末までに整備する方向で準備を進めていきましたが、委託相談支援事業所の更新を目前に控えていることから、拠点の核としての活動が可能な体制整備を進めるために、まずは平成29年度中に基幹相談支援センターの設置について準備していきたいということです。併せて、最終的な拠点の設置については、国の指針により期限が緩んだことも踏まえ、協議会での検討をじっくり進めていきたいということです。</p> <p>こうしたスケジュールについて、委員の皆様からご意見がありますでしょうか。</p>
西委員	<p>平成29年度末で委託の相談支援事業所から基幹の相談支援事業所が変わるということですが、現在の9ヶ所については、そのままの数になるのでしょうか。それとも、5区に分かれて5ヶ所になるとか、そういった数はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現時点の議論の中では、現在の9ヶ所体制を続けていきたいということで検討を進めております。また、補足として、国の指針で平成32年度末までに期間が伸びるということでご説明しましたがけれども、検討が上手く進めば、30年度、31年度に早く整備をすることが可能かと考えております。あくまでも32年度末までということですので、状況次第では早くなるということでご説明したいと思います。</p>
西委員	<p>もう1点よろしいでしょうか。基幹型ということになりますと、配置基準ですとか、そういったところも変わってくるのでしょうか。</p>
事務局	<p>配置基準ですが、今の委託の体制プラスアルファで地域支援の部分に重点を強めていきますので、地域支援員を置くといった場合にこういった要件が必要なのかといったところはこれから検討を進めていくことにしております。</p>

秋成委員	<p>地域支援員の件で、業務的にもある程度スキルが必要になってくるのかなと思います。よろしければ、私など、地域活動支援センターの管理者を兼務していますが、そういったことが出来るような体制にさせていただくと、大きく人員を増やさずに活動できるのかなと思います。なかなか人員確保が難しいという話もありますので、そちらの方が動ける体制にさせていただきますと有り難いなど、要望としてよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>先ほども申し上げましたが、資料7の2ページに地域生活支援拠点等の整備に向けた取組についてということで国の資料を掲載していますが、基本的考え方等のところで、9月時点における全国の拠点等の整備状況をみると、整備済みが20市町村、2圏域と、まだまだ整備が進んでいないという状況が背景にあります。国としてはこの地域生活支援拠点の設置を進めていく必要があり、極力29年度までにという計画でしたが、思うように進んでおらず、必要な32年度まで伸ばしたものだと思われまので、単に32年度までに作ればいいというものではないと考えております。また、基幹型のセンターをとということで、人員配置等を強化するにあたって、必ず問題となってくるのが財源の問題であって、財政局との話が必要になってまいります。基幹型センターとして強化する際、今までとどう変わるのかというところは必ず問われるので、強化する一方、背景にこういった課題があり、こういったところを充実していくためという説明ができるよう考える必要があると思います。それは、一体的に地域生活支援拠点を整備するという方向性のある程度踏まえたところで充実させていくよう進めていきたいと思っております。</p>
勝本委員	<p>現在検討中という状況だろうと思っておりますが、4ページの検討内容ということで、AからFまで各パターンでの項目が表してありますが、その下に、地域支援員を配置し、計画相談の件数制限があるCまたはDが望ましいと考えるということですが、このCとDの場合、委託と特定などとの線引きがややあいまいとなっています。基幹相談支援センターの設置に向けては、やはり特定相談支援事業所との役割の明確化をしていただいて、相談支援センターを利用する方達がきちんとそれぞれの役割を理解した上で、こういったセンターが活用されるようになるといいのかなと思っております。現在C又はDが望ましいというのは固まっているということでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほどお話した機能強化委員会議の中で、AからFまでのパターン出しをしまして、基幹相談支援センターとして、どれが一番、運営面、業務の内容として充実ができるかということで議論したところで、今のところC又はDが一番可能性があるのではないかとこのところ整理しております。ご意見がありましたように、現在も委託と特定の役割分担、線引きはどこかという不明確なところもございますので、利用者の方から線引きが分かるように検討を進めてい</p>

	きたいと思います。
松村委員	<p>今のご質問に追加するような形になりますが、4ページの表の計画相談による収入ということで、C、Dともに今よりも収入減、DはCよりもさらに収入減と書いてあります。以前の協議会でもお伺いしましたが、この事業について新たな予算措置、新たな報酬が得られるものではないというような国からの指針がある中で、熊本市としては、その辺りの予算の手当て等、独自に検討することがあるのだろうかということについては、やはり実際の事業所が気になるところだろうと思いますが、そういったところは何か動きがあるのか、今後の検討はどのようになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>4ページ上部に書いてありますように、現在の人員体制として、相談支援機能強化員が1名、相談員が2名ということで、相談支援機能強化員の人件費部分につきましては国から一部補助が出ている状況です。基幹相談支援センターにするとすることは、センター全体の機能を強化していくということになりますので、国へ補助の増額を要望し、人員増等による委託料の増額へ充てたいと考えております。市の一般財源の確保も同時に行っていきますが、財政局としては復旧・復興予算の優先的な確保という命題もございますので、なるべく市の一般財源からの支出額があまり変わらない中でも内容の充実を確保できないかという方向で検討を進めていこうというところです。</p>
干川会長	<p>他にございませんか。それでは自立支援協議会としては平成32年度までに拠点を設置する所で進めていきたいと思います。</p> <p>それから、拠点に求められる機能について、相談支援体制の整備に関しては基幹相談支援センターの設置によって進めていますが、その他の機能に関しては、現在の状況や課題などを整理して、必要性などを検討していく必要があります。そうした検討をぜひ相談支援部会にお願いできないかということです。相談支援部会長の秋成委員からは、この件について何かご意見などありますでしょうか。</p>
秋成委員	<p>部会で班活動を行っておりますが、どこかの班に吸収するのか、もしくは新たな班を作成して検討していくのか、次年度に向けて来月コアメンバー会議を行いますので、その中で話し合っていけたらと考えております。</p>
干川会長	<p>ありがとうございます。それでは、相談支援部会の皆様には、事務局と協力して検討を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>(4) その他</p> <p>次に、議事4「その他」に移ります。</p> <p>事務局よりいくつか報告があると伺っておりますので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>・委員から寄せられた各種課題の整理について</p>

	<p>資料8の委員から寄せられた各種課題の整理についてご説明します。</p> <p>資料は、平成27年度第1回本会議後に、委員の皆さんから、協議会で議事として取り扱うべき課題を出していただき、それを一覧化したものです。毎回の会議でそれぞれの内容における進捗状況をご報告することで、課題の共有及び可視化を図っているところです。</p> <p>今回の会議で委員の皆さんの任期がひと区切りということで、表の一番右側に進捗状況欄を設けています。既の実施しているものについては「実施中」、現在検討を進めているものについては「検討中」、必要に応じて検討を行うものについては「必要に応じて検討」という形で整理を行っています。また、前回の会議から変更などがあった点については、1ページの最初の項目のように下線を入れています。内容としては、会議等の実績の追加や数値の時点修正が主なものになっています。</p> <p>では、変更があった点を説明します。1ページの1行目の「委託相談支援事業所の評価についての検討」について、今月上旬にモニタリングを実施し、次回の本会議で結果を報告することなどを追加しました。また、3行目の「基幹相談支援センター設置」について、自立支援協議会で意見を聴取していくことを追加しました。2ページの2行目の「相談支援専門員スキルアップ研修の開催」について、重症心身障がい児・者の支援に関する相談員研修を実施したことを追加しました。5ページの1行目の「障がい者プラン及び福祉計画の検証」について、プランと福祉計画の進捗状況を昨年11月の障害者施策推進協議会で報告を行ったこと、そして、来年度策定作業を行う第5期福祉計画について自立支援協議会からも意見聴取を行うことを追加しました。7ページの1行目の「難病患者の福祉サービスの利用状況の把握」について、本市における支給決定を受けている難病患者数を時点修正しました。最後に、7ページの2行目の「医療的ケアが必要な児童への支援」について、ネットワーク会議を3月に開催することを追加しました。</p>
千川会長	<p>ありがとうございました。今の説明についてご意見・ご質問等ございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>・熊本市障がい児（者）歯科診療協力医一覧について</p> <p>追加のご報告ですが、その他の案件で、パンフレットを配らせていただいております。熊本市障がい児（者）歯科診療協力医一覧ということで、以前、西委員からもなかなか障がい児のかかる歯医者を探すのも苦労するとお伺いしたかと思えます。健康づくり推進課と障がい児・者の歯科診療に関して話す機会がありまして、これは市の歯科医師会から協力を得て、健康づくり推進課が作成しております。私達も知らなければなりませんし、自立支援協議会で情報提供できればということで配布しております。</p>

千川会長	<p>他ございませんでしょうか。</p> <p>・委員からの取り組み等紹介</p> <p>それでは、前回同様、関係機関同士の連携強化や情報共有のため、委員の皆様から一言ずつ、それぞれの取り組みや近況の報告等をいただきたいと思えます。事前に事務局からお願いしています方から、1～2分程、団体の紹介や現在取り組んでいることなどをお聞かせください。まず大島委員からお願いいたします。</p>
大島委員	<p>熊本市障がい者相談支援センター青空についてご紹介させていただきます。</p> <p>パンフレットを開けていただきますと、青空は現在、市の委託を受けまして、東区の長嶺、月出、下南部、上南部地域の相談の拠点として運営させていただいております。青空につきましては、委託相談支援事業、特定相談支援事業、障がい児相談支援事業にプラスして、地域生活支援事業、通称地活センターの運営も併せて行わせていただいております。基本的に熊本市に住む障がいを持つ当事者の方、ご家族から総合的に相談を受けるセンターとして実施しております。母体は社会福祉法人ライン工房といいまして、こちらの青空も平成12年の10月から長嶺で地域の方の相談を受けるセンターとしてやってきております。地域活動支援センターにつきましては、マンツーマンの介護等は難しいですが、ご自身で立ち寄れる状況である方については、立ち寄りの場所、出会いの場所、また自分の居場所として過ごしていただけるように、そういった場の提供ということでさせていただいております。利用されている方の障がいは様々で、身体・知的・精神・発達、そして難病の方も来られます。仕事をされている方は仕事が休み時の集う場所として、A型やB型に通っている方はそれが終わった後の時間の過ごし方ということで来られ、また、地域に住んでいらっしゃる方では、就労というところよりも、日常的な生活の楽しみということでセンターを利用される方が多く、趣味的な活動から、人との関係を求めて来られるという形で利用されている事業所になっているかと思えます。様々な障がいをお持ちの方のご相談とそういったご利用をさせていただいているところです。</p>
千川会長	<p>ありがとうございました。続きまして、丸内委員お願いします。</p>
丸内委員	<p>熊本市東区にあります熊本県ひばり園です。</p> <p>なぜ県がついているかというと、昭和56年に熊本県が設置しました。ただし、運営は社会福祉事業団ということで、35年運営しております。法律が変わりまして、当初は難聴の通園、知的の通園、そして肢体不自由の通園というのありましたが、現在は児童発達支援センターとして運営しております。特に言語聴覚士が私を含め9名おりますので、難聴のお子さん、それから言語コ</p>

	<p>コミュニケーション障がいのお子さん、そういったところに特化して運営しております。難聴のおさんは、頻度はとても少ないですが、生後3、4ヶ月から来られています。新生児スクリーニングというのが普及しておりますので、早期に発見が可能です。</p> <p>現在の一番の話題は、人工内耳のお子さん達が急激に増えております。上手くいけば、聞こえるおさんとほとんど同じように言語発達もしますし、そういったことで増えてきております。それから、難聴以外の言語発達に課題を持つお子さんやコミュニケーションに課題を持つお子さんで、背景に発達障がいをお持ちのお子さんもいらっしゃいます。重複のお子さんや、言語やコミュニケーションが上手くいかないのが、NICU出身で気管切開をされたお子さん達が現在5名いらっしゃっています。そこが就学前の指導です。加えて、保育所等訪問支援事業を制度化される前から、通常の保育園、幼稚園に行きながら週に2回程通うという形をとっておりましたので、現在、保育所等訪問支援事業も担当職員が行っております。また、制度が変わったときに、こういったお子さん達が学校に行ったときにどうなるのかというところがとても心配でしたので、放課後等デイサービスを立ち上げましたが、放課後等デイが急増する以前の体制ですので、人員も厚く配置しております。</p> <p>子どもの発達支援はこれでいいのかというのを日々問いかけています。平成28年度は1,700万の赤字を出しております。利用者という言葉にもピンときません。子どもの発達を支援する事業が、特に通園ですから、色んな事情でお休みをされます。収益は上げなくても良いですが、専門職も雇っておりますので、そういったところで子どもは隅に追いやられているのではないかと思います。保護者の支援については一切給付費がありません。やはり小さいときは保護者の利用が始まる前からずっと相談に乗って丁寧に支援しながらやっていくわけですが、それについては非常に厳しいところがあります。</p>
千川会長	ありがとうございます。続きまして、本田委員お願いします。
本田委員	<p>熊本障害者職業センターです。</p> <p>私共は中央区大江のハローワークと同じ建物に入っております。ハローワークや就労・生活支援センターといった関係機関と連携をとりながら、障がいのある方の就労支援を行っている施設です。設置根拠としては障害者雇用促進法があり、業務は大きく分けて3つございます。1つ目が、障がいのある方への支援、2つ目が、障がい者の方の雇用する、あるいは雇用している事業者の方への支援、3つ目が就業支援を行う関係機関の支援者の方への助言・援助、そういった業務を行っております。</p> <p>1つ目の障がいのある方への支援ということですが、センターの中に模擬的な就労場面というのを常設しております、各種プログラムを実施して</p>

	<p>おります。その中でご自身に合った働き方を整理していただき、あるいは継続して働くことに役立つスキルを身につけていただくためのプログラムを実施しております。期間としてはおよそ3ヶ月となっており、年間40名程度の方のご利用があります。最近では発達、精神障がいの方のご利用が非常に増えております。また、ジョブコーチを各所に配置しております。実際の職場に出向かせていただいて、対象者の方が安定した職業生活を送れるよう、ご本人様あるいは事業主の方、双方への支援を行わせていただいております。これは年間70名程度の方の支援をさせていただいております。支援が終了して6ヵ月後の定着率をみておりますが、8割強の方が働き続けているという状況です。もう1つ、当事者の方への支援ということで、リワーク支援を行っております。うつ病などの精神疾患で休職されている方を対象として、職場復帰のための支援を行うものです。復職に向けたウォーミングアップを行っていただきます。事業所や主治医の先生の同意を得ながら進めていきますが、このプログラムの中で働く生活リズムの確認や、ストレスの対処法の習得等を行わせていただき、標準的には3ヶ月間いただいて復職を目指していただくという取り組みです。これは年間30名程度の方のご利用があり、復職率は8割程度です。</p> <p>2つ目の事業主の方への支援について、事業主の方のニーズに応じて様々な情報の提供をさせていただき、また、ワークショップを行い、企業の方にご参集いただいて障がい者雇用にかかる様々な課題に関する講義や意見交換を行っております。特に先行企業、多数雇っていらっしゃる企業や非常に良い取り組みを行う企業様からのお話も教授させていただいております。年間4回ほど実施しております。</p> <p>3つ目の就労支援を行う機関への情報提供というところで、今年は主に就労移行支援事業所を中心に30名程度の方にご就労いただきましたが、3日間の研修で就労支援のプロセスや労働関係法規の基礎知識に関する講義などを年間2回行っております。</p> <p>様々な業務を行っておりますが、ハローワークを中心としたチーム支援の一員として就職あるいは雇用の継続ということに向けて、障がいのある方、事業主の方双方へのサービスを行わせていただいております。</p>
千川会長	ありがとうございました。続いて、西委員お願いします。
西委員	<p>熊本市手をつなぐ育成会です。</p> <p>昭和27年に、知的障がいのある子を持つ東京の3人の母親の呼びかけで始まったという運動が全国に広まり、私共は昭和31年に知的障がいの親の会として結成されまして、昨年60周年を迎えました。現在は熊本市手をつなぐ育成会として、本人とその家族のための活動を続けております。知的障がいの親の会として発足しましたが、最近では兄弟児として、知的に問題がない方、</p>

コミュニケーション等の問題を抱える方が多くなってきておりまして、知的障がいにかかわらず、発達障がいの方への支援や、あるいは意見等をまとめて述べさせていただいております。現在会員数が約400名です。主に知的障がいのあるダウン症、自閉症、先ほど申し上げた発達障がい、てんかんと、その他の障がいによる問題を抱えている方々のご家族が会員、中にはご本人が会員という方もいらっしゃいます。そして昭和50年に社会福祉法人として、熊本市精神薄弱者育成会として発足しております。一般的な社会福祉法人というのは、地域の篤志と言われる方々が児童養護施設等を始められて、事業を進めていらっしゃるというパターンが多いかと思いますが、育成会の場合は、会員の皆さんが要望を出され、その思いをもとに法人格をとって事業を始めたというところなんです。昭和52年に、養護学校や特殊学級を卒業した子ども達の行き場を作ってくださいというご家族の思いから、小規模授産場、ぎんなん作業所を開所し、現在はB型の第二ぎんなん作業所として続けております。平成10年には福祉ホームぎんなんを開所、現在はグループホームぎんなんというように事業移行をしておりまして、グループホーム千金甲、あいりすを加えて3ヶ所のグループホームを運営しております。また、平成12年に親亡き後子ども達が安心して暮らせるようにと知的障害者入所更生施設しょうぶの里を開所しました。現在は障害者支援施設しょうぶの里として運営を続けております。それから、平成21年に地域生活支援センターぎんなんを開設し、相談の窓口として運営を続けております。

先ほど申し上げましたように、運動体としての育成会が別でありまして、一体となって運営しておりますけれども、育成会というのが全国各地にありまして、各地で国の制度や行政の施策に関しての要望を発信し、最近では、熊本市に市立の支援学校を作っていただきたいという運動を10年程前から続けておりましたけれども、念願叶ってこの春に平成さくら支援学校高等部が開校の運びとなり、小中学校の支援学校も建設予定ということでありまして、この場を借りて熊本市に改めて感謝を申し上げたいと思います。この他、熊本市では本日の自立支援協議会や各所で開かれる障がい者関係の協議会等に知的障がいの家族の代表として出席し、意見を述べているというところなんです。

最後に、昨年震災を経験しました。障害者差別解消法が施行された矢先に震災が起こりまして、避難所や様々な場所で、改めて障がいのある方について理解していただくことの必要性を感じました。知的障がいや発達障がいの人達がどう感じているのか、見えているのかを体験してもらおう研修会を、先日障がい者サポーターのみなさんを対象にさせていただきました。これからも各方面で開かせていただきたいと思います。やはり、障がいのある方がどきどき街に出て行ってそういった方々を見聞きし、接するということが一番の被災された時

	<p>のコミュニケーションというか、大事な絆だと思いましたので、これから市の職員をはじめ、学校や警察、あるいは民選委員の集まり等にも出かけていきたいと思っておりますので、身近なところでやって欲しいというところがあればお声かけいただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
干川会長	<p>ありがとうございました。以上で、本日の全ての議事が終了しました。事務局から連絡をお願いします。</p>
進行	<p>干川会長ありがとうございました。ご案内のとおり、委員の皆様の任期は平成29年3月末日までとなっております。本日が任期中最後の会議でございます。今期を総括しまして、干川会長に一言いただけますでしょうか。</p>
干川会長	<p>皆様には議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。感謝申し上げます。最初にお話をいただいた時に本協議会が活発な部会の取り組みを行っていて、それが特徴であるということをお伺いしました。活発な部会の報告もいただきました。やはり部会が活発であるということは、これまで先輩方が取り組んで来られまして、障がいのある人達の意見を幅広く拾い上げるという取り組みをなされてきたためだと思っております。こうして各分野、あるいは各団体を代表される方が一堂に会して協議すること自体が、顔の見える連携協力を築いてきていると思えます。この2年間で振り返った時に、毎回新たな取組みの概要の説明、各部会の報告に加えて、例えば地域生活支援拠点等整備の課題等を協議することによって、本協議会の目的である関係機関等の層の連携を図ることや新体制に関する課題について情報を共有することが出来たのではないかと思います。特に今年度は4月に熊本地震が発生し、日頃の業務に加えて委員の皆さん、事務局の方は震災の対応に追われることとなったと思いますので、とても負担は大きかったのではないかと思います。震災後の対応のお話を伺って、今後、名簿の取り扱いや要援護者、支援対象者への支援の充実の必要性も感じています。</p> <p>私自身の反省としては、もっと早く相談支援センター等に伺って、現場の様子等を拝見していると、この会議でもより実感を持って様々なところに関わっていったのではないかとこのところが心残りではあります。私自身は元々教育の分野におりまして、障がいがあったとしても、子ども達に夢を大切にして、その夢の実現に向けて連携しましょうと、先生や学生に言っております。今回、委員をお引き受けしたのも、熊本市の取り組みが、障がいのある人達の夢の実現に向けて少しでも近づいていけたらというような思いがありました。障がいのある人達に関する施策がどんどん変わっていく中で、本協議会の果たす役割は益々重要になると思えます。今後とも委員の皆様のご活躍と更なる連携協力、あるいは各部会の活性化によって本協議会が使命を果たしていきますことを期待しております。本当にありがとうございました。</p>

<p>事務局 (障がい者 支援部長)</p>	<p>各委員におかれましては、2年間という任期の中で、月1回の部会とこの協議会において大変熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございました。本日の議論を見ても、まだまだ整理すべき部分がたくさんあります。次年度には障がい者の計画、障がい児の計画の策定もありますし、精神の分野では地域包括ケアの考え方が少し入ってきているようなところがありまして、私共も皆さんのご意見を聞きながらでなければ計画を作ることも全く出来ない状況です。課題は様々挙げていただきまして、取り組めるものと取り組めないものがあるかと思えますけれども、出来るだけ皆さんのご意見を取り入れながら、出来るものは速やかに取り組んでいくという姿勢で臨んでおりますので、是非よろしくお願いいたします。また、次期の委員の選考においてもご相談させていただくと思いますので、今後ともご協力よろしくお願いいたします。</p>
<p>進行</p>	<p>3 事務局連絡</p> <p>委員の皆様の任期は平成29年3月末日までとなっており、来年度は委員の改選が行われます。次期の委員につきましては、各所属団体様あてに推薦依頼書を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれをもちまして、平成28年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を終了いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p>